

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター  
オーダーメイドセミナー約款

本約款は、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「都産技研」という。）がお客様から受託するオーダーメイドセミナー業務に関する基本的な合意事項を定めるものです。

（オーダーメイドセミナー受託）

第1条 都産技研は、見積書又はオーダーメイドセミナー申込書および承諾書に記載した範囲において、本業務を実施します。

（定義）

第2条 本約款において、お客様とは、都産技研に対しオーダーメイドセミナーの申込み、オーダーメイドセミナーに関する相談を行った者を言います。オーダーメイドセミナーの受講者は、お客様の所属する中小企業、団体、法人等の構成員の方とします。

（利用資格）

第3条 オーダーメイドセミナーは、日本の法務局に登録されている法人、又は日本居住者（日本に居住する日本国籍者、日本に6か月以上継続して居住する日本国籍以外の者）に認めるものとします。

2 前項に定める以外の者であっても都産技研が必要と認める者については、オーダーメイドセミナーを受けることができます。

3 第1項に該当する者であっても、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第4号に規定する暴力団関係者である者、総会屋、社会運動・政治活動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる反社会的勢力に該当する者（以下「暴力団等」という。）は、申込み及び受講を認めないものとします。

4 お客様は、都産技研の要請があった場合、第1項又は第2項に該当することを確認できる定款等の書類を提出するものとします。

（受託料）

第3条の2 お客様は「地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの料金を定める規程」に基づき受託料を請求します。2 お客様には原則として一般料金を請求します。ただし、お客様が次の各号の一に該当する場合は中小企業料金を請求します。

- (1) 中小企業基本法第2条に定める中小企業者（中小企業者）
- (2) 中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に基づき設立された法人又は団体並びに中小企業者からなる団体（中小企業団体）
- (3) 理事長が必要と認められたもの

3 前項第3号の「理事長が必要と認められたもの」は、次に該当する法人及び事業とします。

- (1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条に定める公益法人（公益社団法人及び公益財団法人）
- (2) 業務提携等の協定に基づく事業（業務提携事業等）

（受託料の計算）

第4条 都産技研が請求する受託料は、見積書又はオーダーメイドセミナー申込書および承諾書に基づく請求書に記載された金額とします。

2 都産技研が発行した見積書の有効期間は、発行後3か月間とします。ただし、有効期間内に受託料の改定があった場合は、改めて受託料を算定するものとします。

（オーダーメイドセミナーの申込み）

第5条 オーダーメイドセミナーを依頼しようとするお客様は、都産技研が指定するオーダーメイドセミナー申込書および承諾書に必要事項を記入し、署名又は押印の上、都産技研に申込みをいたします。

2 料金の支払い（請求書、領収書の宛名名義）の宛名名義が、申込者と異なる場合は、その旨を記載した委任状をもって申込みをすることができます。ただし、上二者のうちいずれかが一般企業料金対象者であれば、利用料金は一般料金を請求します。

（オーダーメイドセミナー内容等の変更）

第6条 お客様は、オーダーメイドセミナーの内容等を変更する場合は、オーダーメイドセミナーの開始まで直ちにその旨を都産技研に通知するものとします。

2 実施方法等の変更により受託料に変更が生じる場合は、お客様は変更後の受託料を支払うものとします。

（撮影の禁止及び制限）

第6条の2 お客様による都産技研敷地内及び館内での撮影及び録音は、禁止の掲示の有無にかかわらずお断りします。ただし、事前に担当職員の書面によるオーダーメイドセミナーの現場（講義、実習）の撮影又は録音の許可を得た範囲内の撮影又は録音は除きます。

2 お客様は、前項ただし書の許可を得る場合、オーダーメイドセミナー申込みの際に受付の担当職員に申出るものとします。都産技研が撮影又は録音を許可する場合は、オーダーメイドセミナー申込書に撮影可能な範囲を記載します。

3 前項の許可を超えた撮影及び録音は一切お断りします。また、許可された範囲での撮影又は録音でも、お客様は次の各号を遵守するものとします。

(1) 安全確保のための職員の指示に従うものとします。

(2) 職員、施設・設備、他のお客様等周囲への配慮を行うものとします。（職員、他のお客様の肖像権等への配慮も含みます。）

4 お客様が第1項又は第3項に違反した場合は、都産技研は、利用を中断・中止する場合があります。お客様には都産技研の指示に従っていただきますのでご了承ください。

5 都産技研は、前項の利用の中断・中止等によりお客様が受ける損害について都産技研は一切責任を負いません。

6 都産技研敷地内及び館内で撮影された写真、動画、音声等を許可なく第三者に開示又は公にすることを禁止します。

7 都産技研は、本条に違反して撮影及び録音された写真、動画、音声等について、それらを記録・保存した媒体を含めて全て没収し、破壊することができるものとします。また、写真、動画、音声等の一切の利用行為の差し止めを請求することができます。

8 本条の違反により、都産技研又は第三者に生じた損害についてはお客様に請求します。

（契約締結の拒否）

第7条 都産技研は、お客様が次の各号の一に該当することが判明した場合は、当該業務の申込みを承諾しないことができるものとします。ただし、それ以外の場合につき都産技研が承諾の義務を負うものではありません。

(1) 申込みに際して、故意又は過失の有無にかかわらず、他人名義や架空名義の利用、虚偽記載、誤記等、事実と異なる記載がある場合又は署名欄に記入漏れがある場合

(2) お客様のオーダーメイドセミナー受講目的が国内法令等に抵触するおそれがある場合

なお、次の①から②に定める事項を本号に該当する場合と推定します。

①以下（ア）から（エ）の何れかの技術・製品・データ等の研究・開発・製造等を目的とする恐れのある受講

②以下（ア）から（エ）の何れかの技術・製品・データ等を使用する恐れのある受講

- (ア) 武器類、銃器類、危険物、毒劇物、化学薬品その他の法令、条例等の規定により所持、携帯、作成することが禁止・制限されている技術・物品・データ等
  - (イ) 著作権その他の知的財産を侵害している、又は侵害する恐れがある技術・物品・データ等
  - (ウ) 公序良俗に反する技術・物品・データ等
  - (エ) 暴力団等の利益になると認められた、又は利益になると認められる恐れがある技術・物品・データ等
- (3) お客様が、オーダーメイドセミナー以外のサービスを含めた都産技研の利用について、都産技研に支払うべき利用料金を滞納している場合又は過去に滞納したことがある場合
- (4) お客様が過去にオーダーメイドセミナー以外のサービスを含めた都産技研の利用について、都産技研から中止措置、契約解約、利用停止を受けたことがある場合
- (5) お客様が、申込み時において過去3年間、お客様が都産技研の利用申込み（電話、メール、ウェブサイト等による予約も含む）後に、お客様の都合によるキャンセルが3回以上行われていた場合
- (6) お客様の持込品等が、美術品など損害保険の対象外であり、お客様から都産技研の求める念書の提出がなされないとき
- (7) お客様の持込品等について、都産技研が人体や環境等に悪影響を及ぼすと判断した場合
- (8) その他、都産技研がオーダーメイドセミナー等の受託を不適切又は不可能と判断した場合

#### （契約の成立時期）

第8条 オーダーメイドセミナー受託の契約は、第5条に定めるお客様からの申込みに基づき都産技研が申込書に受付印を押印し、オーダーメイドセミナー申込書および承諾書をお客様に交付した日をもって締結されたものとします。

#### （支払方法）

第9条 お客様は、受託料の支払条件及び方法について別段の定めのない限りは、次条に定める支払期限までに次の各号の一により支払うものとします。

- (1) 現金払い
- (2) 都産技研が指定するコンビニエンスストアでの払込み
- (3) 都産技研が指定するクレジットカード等による支払い
- (4) 都産技研が指定する銀行口座への振込み

2 前項に係る手数料等の費用が発生する場合は、原則としてお客様の負担とします。

#### （支払期限）

第10条 お客様の受託料の支払期限は、原則としてオーダーメイドセミナー申込書および承諾書の交付日から7営業日以内とします。

2 都産技研は、原則としてお客様から受託料の受領を確認した後にオーダーメイドセミナー業務に着手します。

#### （知的財産権の帰属）

第11条 オーダーメイドセミナーにおいて配布される資料、講演内容、実習内容に関する著作権、意匠権、商標権その他の知的財産権は、全て都産技研又は都産技研の委託する者に帰属するものとします。ただし、お客様から提供を受けたもので、お客様が知的財産権を有するものは除外します。

2 前項に定めるオーダーメイドセミナーの配布資料の複製等は、事前に都産技研の書面による承諾を得た場合のみ行うことができます。

3 お客様が、無断録音、録画、インターネット配信、資料の複製その他オーダーメイドセミナーに関する著作権を侵害し、又は侵害するおそれがあると都産技研が認めた場合、都産技

研は、オーダーメイドセミナーの実施を中断・中止し、本契約を解除することができるものとします。

#### （機密保持）

第12条 都産技研は、お客様から口頭若しくは書面により開示又は提供された技術情報並びにオーダーメイドセミナー実施の結果、その他オーダーメイドセミナー実施にあたり知り得たお客様の営業上、技術上の情報（以下、総称して「機密情報」という。）について、お客様の書面による事前同意なしには、これらを当該オーダーメイドセミナー以外の目的に使用せず、かつ第三者に開示又は漏洩をいたしません。ただし、次の各号の一に該当する機密情報についてはこの限りではありません。

- (1) お客様から機密情報の提供又は開示を受ける前に既に都産技研が所有又は取得していたもの
- (2) お客様から機密情報の提供又は開示を受ける前に印刷物等で既に公知となっていたか又は当該提供若しくは開示後、都産技研の責めによらず公知となったもの
- (3) お客様から機密情報の提供又は開示を受けた後、都産技研がお客様に対する機密保持義務を課されることなく、正当な権限を有する第三者から合法的に取得していたもの
- (4) 法令の要求に基づき開示しなければならないもの
- (5) 行政機関、司法機関等の公的機関からの命令・要請・指示等に基づき、必要な範囲に限り通知・通報しなければならないもの

2 前項第4号又は第5号の通知・通報を行ったこと又は行わなかったことにより、お客様に発生する損害について、都産技研は一切責任を負わないものとします。

3 第1項第4号又は第5号の通知・通報を行う際には、次の号の2号を行います。ただし、法令又は公的機関からの要請において、各号の通知等を行わないように求められた場合はこの限りではありません。

- (1) 開示要求があった事実及び開示予定内容をお客様に対して通知すること
- (2) 適法に開示を要求された部分に限り開示すること

#### （都産技研の責務）

第13条 都産技研は、善良なる管理者の注意をもって、都産技研の受付印が押印されたオーダーメイドセミナー申込書および承諾書に定められた内容及び方法によりオーダーメイドセミナーを実施します。

#### （お客様の責務）

第14条 お客様の提出書類等の虚偽記載・記載不備又は提出の遅延等により生じたオーダーメイドセミナーの期間の遅延、オーダーメイドセミナーの内容の誤りについて都産技研は一切の責任を負いません。

2 お客様は、都産技研への提出書類等は原則、日本語で作成しなければならないものとします。ただし、都産技研の承諾を受けたものについてはこの限りではないものとします。

3 お客様の故意又は過失による実習機器の毀損、汚損、変質その他事故が発生した場合、都産技研又は第三者に生じた損害の賠償責任はお客様が負うものとします。

4 お客様は、第6条の2を遵守するものとします。

5 お客様は、第11条第1項に定める都産技研又は都産技研の委託する者に帰属する知的財産権等を侵害しないこと誓約するものとします。

#### （中断・中止の措置）

第15条 都産技研は、オーダーメイドセミナー実施の妨げとなる行為があった場合や、お客様が本約款に違反した場合、オーダーメイドセミナー実施を中断・中止することができるものとします。

2 前項の実施の中断・中止を受けた場合、お客様は受講料の返金を受けることはできません。

3 都産技研は、第1項に定める実施の中断・中止等によりお客様が受ける損害について都産技研は一切責任を負いません。

#### （都産技研の解除権）

第16条 都産技研は次の各号の一に該当するときは、オーダーメイドセミナー開催中であっても、その理由を明示のうえ、お客様に書面をもって通知し、その契約を解除することができるものとします。

(1) お客様が都産技研に支払うべき受託料の支払いを遅滞した場合

(2) お客様が本約款に定める責務を怠った場合その他お客様の責に帰すべき事由により、オーダーメイドセミナーの実施ができない場合

(3) お客様がその責に帰すべき事由によりこの契約に違反し、都産技研が相当期間を定めて催告してもその違反が是正されない場合

(4) 前各号のほか、お客様の責めに帰すべき事由により、この契約を維持することが相当でないと認める場合

2 前項に定める契約の解除をする場合、都産技研は、オーダーメイドセミナー受託料が既に支払われているときにはこれをお客様に返金せず、また当該受託料が未だ支払われていないときはこれの支払いをお客様に請求することができるものとします。

3 第1項に定める契約の解除をする場合、前項に定めるほか、都産技研が受けた損害をお客様に請求することができるものとします。

4 契約の解除にあたり、その理由が国内法令等に抵触する場合、公益通報を行えるものとします。

#### （結果の利用）

第17条 お客様がオーダーメイドセミナーの結果を利用することにより生じた損害について、都産技研は一切の責任を負わないものとします。

2 前項にかかわらず都産技研のオーダーメイドセミナーの内容に重大な誤りかつ、当該誤りについて都産技研に故意又は重大な過失が認められる場合には、都産技研は、お客様と協議のうえお客様と協議のうえ次の各号の一により対応するものとします。ただし、オーダーメイドセミナー開催日における標準的な技術からして予見困難な誤りは重大な誤りには含まれません。

(1) 都産技研の費用負担のもとに当該オーダーメイドセミナーのやり直し

(2) お客様が支払った受託料金の総額を限度額としてお客様が被った損害を賠償

3 前項の請求は、お客様がオーダーメイドセミナーの終了の日から1年以内に行わなければならないものとします。

#### （免責）

第18条 都産技研の責めに帰すべき事由により生じたことが明らかでない場合を除き、お客様及び第三者のけが等の事故及び損失については、都産技研は一切責任を負わないものとします。また、設備機器、原材料その他の製造業者等に製造物責任法上の責任が生じる場合、修理・保守・校正の役務を提供する者に債務不履行や不法行為、瑕疵担保の責任が生じる場合も、お客様に対し製造物責任法上の責任を含め、都産技研は一切責任を負わないものとします。

#### （不可抗力）

第19条 都産技研は、天災地変、機器の故障、講師事故・急病、その他の都産技研の責めに帰することができない事由により契約の履行が困難になったときは、お客様にオーダーメイドセミナー開催日の延期又は契約の解除を求めることができるものとします。

2 前項の場合の受託料の返金については、都産技研が合理的と考える方法によって決定するものとします。

#### （権利譲渡禁止）

第20条 お客様は、都産技研の書面承諾を得た場合を除き、オーダーメイドセミナー契約に基づく一切の権利・義務を第三者に譲渡し、又は担保に供する等の処分をできないものとします。

#### （約款等の改訂）

第21条 都産技研は、本約款等を随時変更ができるものとします。

2 お客様は、変更した約款等に従うものとします。これに従わない場合は、都産技研は当該オーダーメイドセミナーの受託を解除できるものとします。

#### （協議）

第22条 本約款に定めのない事項又は本約款の各条項に関する疑義については、両者誠意をもって協議のうえ決定するものとします。

#### （合意管轄）

第23条 この約款及び個別契約その他オーダーメイドセミナー契約から生じる紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

制定平成22年10月1日

改正平成27年4月1日

改正平成29年4月1日

改正平成29年6月1日

改正平成30年1月1日